

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5月23日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社 I H I
【届出者の住所又は所在地】	東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	( 03 ) 6204 - 7800 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	経営企画部 千葉 恭彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社 I H I ( 東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

( 注 1 ) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、株式会社 I H I をいいます。

( 注 2 ) 本書中の「対象者」とは、明星電気株式会社をいいます。

( 注 3 ) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

( 注 4 ) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

( 注 5 ) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年5月9日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 3 買付け等の目的

(3) 本公開買付の実施に関する意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

(4) 本公開買付けに係る重要な合意

本業務提携契約

### 第4 公開買付者と対象者との取引等

#### 2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(2) 本業務提携契約

### 第5 対象者の状況

#### 5 その他

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

(3) 本公開買付の実施に関する意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景」に記載した背景を踏まえ、当社及び対象者は平成23年10月頃より両者の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社グループのセキュリティ事業と対象者の環境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには当社の子会社である株式会社 I H I エアロスペースの宇宙関連事業と対象者の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関しての協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、当社グループの社会基盤事業と対象者の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。また、対象者は上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、当社グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えているとのことです。そこで、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とし、強固なパートナーとなることが、両者の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成24年5月8日の当社取締役会において本公開買付けの実施を決議いたしました。また、当社は、本公開買付けに際し、平成24年5月8日付で対象者との間で本業務提携契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、本業務提携契約に基づく対象者との業務提携を推進していく予定です。本業務提携契約の内容については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本業務提携契約」をご参照下さい。

(訂正後)

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景」に記載した背景を踏まえ、当社及び対象者は平成23年10月頃より両者の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社グループのセキュリティ事業と対象者の環境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには当社の子会社である株式会社 I H I エアロスペースの宇宙関連事業と対象者の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関しての協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、当社グループの社会基盤事業と対象者の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。また、対象者は上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、当社グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えているとのことです。そこで、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とし、強固なパートナーとなることが、両者の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成24年5月8日の当社取締役会において本公開買付けの実施を決議いたしました。また、当社は、本公開買付けに際し、平成24年5月8日付で対象者との間で本業務提携契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、本業務提携契約に基づく対象者との業務提携を推進していく予定です。なお、対象者が平成24年5月23日に公表した「定款一部変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、(イ)平

成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会に定款一部変更の件（第1種優先株式に関する規定の削除、対象者の株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更）を付議することを決議し、また、対象者が同日に公表した「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」によれば、(口)対象者の代表取締役の異動及び役員の変更（当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名（当社が別途指名する石井潔（代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者（CEO））、井元泉（社外取締役）及び寺島光彦（社外取締役）、対象者が指名する柴田耕志氏及び齋藤隆氏）及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名（当社が別途指名する石田俊明（社外監査役）、対象者が指名する岩瀬政博氏（常勤監査役）及び入澤武久氏（社外監査役））を平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会にて選任予定とする内容。）を内定し、対象者の代表取締役社長である上澤信彦氏は平成24年6月27日付で対象者の相談役に就任、対象者の常務取締役である小谷雅博氏、社外取締役である寺竹成史氏及び社外監査役である中村明弘氏は同日付で退任する予定とのことです。なお、本異動は、本定時株主総会及びその後の対象者の取締役会において正式決定される予定とのことで、本公開買付けの成立を停止条件としているとのことです。本業務提携契約の内容については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本業務提携契約」をご参照下さい。

#### (4) 本公開買付けに係る重要な合意

##### 本業務提携契約

##### (訂正前)

当社及び対象者は、両者の更なる発展と企業価値の増大という共通の目的を達成するため、当社による本公開買付けを円滑に実施し、当社と対象者間の業務提携関係を推進することを目的として、平成24年5月8日（本「本業務提携契約」において、以下「本締結日」といいます。）付で、大要以下の内容の本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本書提出日現在、対象者において、下記口に掲げる事項を行う予定はなく、当社及び対象者の間で同事項に関し合意している事項はありません。

##### イ 本公開買付けへの賛同等

対象者は、本締結日付で、賛同決議を行い、当社による本公開買付けの実施の公表後、直ちに賛同決議について公表を行う。ただし、本公開買付け価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。

対象者は、当社が本公開買付けを開始した場合には、公開買付け期間の開始日において、賛同決議の内容と同趣旨の意見表明報告書を、法の定めに従って、関東財務局長に提出する。ただし、本公開買付け期間が終了するまでの間、対象者が賛同決議を撤回又は変更することを検討する場合には、当社との間で誠実に協議する。対象者は、かかる協議を踏まえ誠実に検討した結果、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反となる可能性がある」と合理的に認められる場合に限り、賛同決議を撤回又は変更することができる。

対象者は、当社との協議に基づき、本定時株主総会に提出する議案を決定する。また、対象者は、当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名を取締役に選任するための議案及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名を監査役に選任するための議案を、本定時株主総会に提出する。

ロ 重要事項の決定

対象者は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営し、かつ運営させる。対象者は、本締結日から本定時株主総会が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うものを除き、当社の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等対象者株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、資産、負債等に重大な影響を与える一定の事項を行い、又は行わせる場合には、事前に当社と誠実に協議を行う。

< 中略 >

ホ 役員の派遣等

当社は、対象者の取締役の総数に、当社の対象者に対する議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内で、対象者の取締役候補者を指名することができる。対象者は、当社による取締役候補者の指名がなされた場合には、その後最初に開催される株主総会において、当該指名に係る者を取締役に選任するための議案を提出する。

< 後略 >

（訂正後）

当社及び対象者は、両者の更なる発展と企業価値の増大という共通の目的を達成するため、当社による本公開買付けを円滑に実施し、当社と対象者間の業務提携関係を推進することを目的として、平成24年5月8日（本「本業務提携契約」において、以下「本締結日」といいます。）付で、大要以下の内容の本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本書提出日現在、対象者において、下記ロに掲げる事項を行う予定はなく、当社及び対象者の間で同事項に関し合意している事項はありません。

イ 本公開買付けへの賛同等

対象者は、本締結日付で、賛同決議を行い、当社による本公開買付けの実施の公表後、直ちに賛同決議について公表を行う。ただし、本公開買付け価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。

対象者は、当社が本公開買付けを開始した場合には、公開買付け期間の開始日において、賛同決議の内容と同趣旨の意見表明報告書を、法の定めに従って、関東財務局長に提出する。ただし、本公開買付け期間が終了するまでの間、対象者が賛同決議を撤回又は変更することを検討する場合には、当社との間で誠実に協議する。対象者は、かかる協議を踏まえ誠実に検討した結果、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反となる可能性がある」と合理的に認められる場合に限り、賛同決議を撤回又は変更することができる。

対象者は、当社との協議に基づき、本定時株主総会に提出する議案を決定する。また、対象者は、当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名を取締役に選任するための議案及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名を監査役に選任するための議案を、本定時株主総会に提出する。なお、対象者が平成24年5月23日に公表した「定款一部変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、(イ)平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会に定款一部変更の件（第1種優先株式に関する規定の削除、対象者の株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更）を付議することを決議し、また、対象者が同日に公表した「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」によれば(ロ)対象者の代表取締役の異動及び役員の異動（当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名（当社が別途指名する石井潔（代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者（CEO））、井元泉（社外取締役）及び寺島光彦（社外取締役）、対象者が指名する柴田耕志氏及び齋藤隆氏）及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名（当社が別途指名する石田俊明（社外監査役）、対象者が指名する岩瀬政博氏（常勤監査役）及び入澤武久氏（社外監査役））を平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会にて選任予定とする内容。）を内定し、対象者の代表取締役社長である上澤信彦氏は平成24年6月27日付で対象者の相談役に就任、対象者の常務取締役である小谷雅博氏、社外取締役である寺竹成史氏及び社外監査役である中村明弘氏は同日付で退任する予定とのことです。なお、本異動は、本定時株主総会及びその後の対象者の取締役会において正式決定される予定とのことで、本公開買付けの成立を停止条件としているとのことです。

ロ 重要事項の決定

対象者は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営し、かつ運営させる。対象者は、本締結日から本定時株主総会が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うものを除き、当社の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等対象者株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、資産、負債等に重大な影響を与える一定の事項を行い、又は行わせる場

合には、事前に当社と誠実に協議を行う。なお、対象者が平成24年5月23日に公表した「定款一部変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会に定款一部変更の件（第1種優先株式に関する規定の削除、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更）を付議することを決議したとのことです。

< 中略 >

#### ホ 役員の派遣等

当社は、対象者の取締役の総数に、当社の対象者に対する議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内で、対象者の取締役候補者を指名することができる。なお、対象者が平成24年5月23日に公表した「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役の異動及び役員の異動（当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名（当社が別途指名する石井潔（代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者（CEO））、井元泉（社外取締役）及び寺島光彦（社外取締役）、対象者が指名する柴田耕志氏及び齋藤隆氏）及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名（当社が別途指名する石田俊明（社外監査役）、対象者が指名する岩瀬政博氏（常勤監査役）及び入澤武久氏（社外監査役））を平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会にて選任予定とする内容。）を内定し、対象者の代表取締役社長である上澤信彦氏は平成24年6月27日付で対象者の相談役に就任、対象者の常務取締役である小谷雅博氏、社外取締役である寺竹成史氏及び社外監査役である中村明弘氏は同日付で退任する予定とのことです。なお、本異動は、本定時株主総会及びその後の対象者の取締役会において正式決定される予定とのことで、本公開買付けの成立を停止条件としているとのことです。

< 後略 >

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (2) 本業務提携契約

##### (訂正前)

当社及び対象者は、両者の更なる発展と企業価値の増大という共通の目的を達成するため、当社による本公開買付けを円滑に実施し、当社と対象者間の業務提携関係を推進することを目的として、平成24年5月8日(本「(2) 本業務提携契約」において、以下「本締結日」といいます。)付で、大要以下の内容の本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本書提出日現在、対象者において、下記口に掲げる事項を行う予定はなく、当社及び対象者の間で同事項に関し合意している事項はありません。

#### イ 本公開買付けへの賛同等

対象者は、本締結日付で、賛同決議を行い、当社による本公開買付けの実施の公表後、直ちに賛同決議(ただし、本公開買付け価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。)について公表を行う。

対象者は、当社が本公開買付けを開始した場合には、公開買付け期間の開始日において、賛同決議の内容と同趣旨の意見表明報告書を、法の定めに従って、関東財務局長に提出する。ただし、本公開買付け期間が終了するまでの間、対象者が賛同決議を撤回又は変更することを検討する場合には、当社との間で誠実に協議する。対象者は、かかる協議を踏まえ誠実に検討した結果、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反となる可能性があるとは合理的に認められる場合に限り、賛同決議を撤回又は変更することができる。

対象者は、当社との協議に基づき、本定時株主総会に提出する議案を決定する。また、対象者は、当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名を取締役に選任するための議案及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名を監査役に選任するための議案を、本定時株主総会に提出する。

#### ロ 重要事項の決定

対象者は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営し、かつ運営させる。対象者は、本締結日から本定時株主総会が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うものを除き、当社の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等対象者株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、資産、負債等に重大な影響を与える一定の事項を行い、又は行わせる場合には、事前に当社と誠実に協議を行う。

< 中略 >

#### ホ 役員の派遣等

当社は、対象者の取締役の総数に、当社を対象者に対する議決権保有割合を乗じた数(小数点以下は切り上げるものとする。)の範囲内で、対象者の取締役候補者を指名することができる。対象者は、当社による取締役候補者の指名がなされた場合には、その後最初に開催される株主総会において、当該指名に係る者を取締役に選任するための議案を提出する。

< 後略 >

(訂正後)

当社及び対象者は、両者の更なる発展と企業価値の増大という共通の目的を達成するため、当社による本公開買付けを円滑に実施し、当社と対象者間の業務提携関係を推進することを目的として、平成24年5月8日(本「(2)本業務提携契約」において、以下「本締結日」といいます。)付で、大要以下の内容の本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本書提出日現在、対象者において、下記口に掲げる事項を行う予定はなく、当社及び対象者の間で同事項に関し合意している事項はありません。

#### イ 本公開買付けへの賛同等

対象者は、本締結日付で、賛同決議を行い、当社による本公開買付けの実施の公表後、直ちに賛同決議(ただし、本公開買付け価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。)について公表を行う。

対象者は、当社が本公開買付けを開始した場合には、公開買付け期間の開始日において、賛同決議の内容と同趣旨の意見表明報告書を、法の定めに従って、関東財務局長に提出する。ただし、本公開買付け期間が終了するまでの間、対象者が賛同決議を撤回又は変更することを検討する場合には、当社との間で誠実に協議する。対象者は、かかる協議を踏まえ誠実に検討した結果、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反となる可能性があるとは合理的に認められる場合に限り、賛同決議を撤回又は変更することができる。

対象者は、当社との協議に基づき、本定時株主総会に提出する議案を決定する。また、対象者は、当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名を取締役に選任するための議案及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名を監査役に選任するための議案を、本定時株主総会に提出する。なお、対象者が平成24年5月23日に公表した「定款一部変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、(イ)平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会に定款一部変更の件(第1種優先株式に関する規定の削除、対象者の株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更)を付議することを決議し、また、対象者が同日に公表した「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」によれば、(ロ)対象者の代表取締役の異動及び役員の異動(当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名(当社が別途指名する石井潔(代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者(CEO))、井元泉(社外取締役)及び寺島光彦(社外取締役)、対象者が指名する柴田耕志氏及び齋藤隆氏)及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名(当社が別途指名する石田俊明(社外監査役)、対象者が指名する岩瀬政博氏(常勤監査役)及び入澤武久氏(社外監査役))を平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会にて選任予定とする内容。)を内定し、対象者の代表取締役社長である上澤信彦氏は平成24年6月27日付で対象者の相談役に就任、対象者の常務取締役である小谷雅博氏、社外取締役である寺竹成史氏及び社外監査役である中村明弘氏は同日付で退任する予定とのことです。なお、本異動は、本定時株主総会及びその後の対象者の取締役会において正式決定される予定とのことで、本公開買付けの成立を停止条件としているとのことです。

#### ロ 重要事項の決定

対象者は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営し、かつ運営させる。対象者は、本締結日から本定時株主総会が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うものを除き、当社の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等対象者株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、資産、負債等に重大な影響を与える一定の事項を行い、又は行わせる場合には、事前に当社と誠実に協議を行う。なお、対象者が平成24年5月23日に公表した「定款一部変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会に定款一部変更の件(第1種優先株式に関する規定の削除、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更)を付議することを決議したとのことです。

< 中略 >

#### ホ 役員の派遣等

当社は、対象者の取締役の総数に、当社の対象者に対する議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内で、対象者の取締役候補者を指名することができる。なお、対象者が平成24年5月23日に公表した「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役の異動及び役員の異動（当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名（当社が別途指名する石井潔（代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者（CEO））、井元泉（社外取締役）及び寺島光彦（社外取締役）、対象者が指名する柴田耕志氏及び齋藤隆氏）及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名（当社が別途指名する石田俊明（社外監査役）、対象者が指名する岩瀬政博氏（常勤監査役）及び入澤武久氏（社外監査役））を平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会にて選任予定とする内容。）を内定し、対象者の代表取締役社長である上澤信彦氏は平成24年6月27日付で対象者の相談役に就任、対象者の常務取締役である小谷雅博氏、社外取締役である寺竹成史氏及び社外監査役である中村明弘氏は同日付で退任する予定とのことです。なお、本異動は、本定時株主総会及びその後の対象者の取締役会において正式決定される予定とのことで、本公開買付けの成立を停止条件としているとのことです。

<後略>

## 第5【対象者の状況】

### 5【その他】

（訂正前）

<前略>

（2）平成24年3月期連結決算短信

<後略>

（訂正後）

<前略>

（2）平成24年3月期連結決算短信

<後略>

#### （3）定款の一部変更

対象者は平成24年5月23日に「定款一部変更に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会に定款一部変更の件（第1種優先株式に関する規定の削除、対象者の株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更）を付議することを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

#### （4）代表取締役の異動及び役員の異動

対象者は平成24年5月23日に「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役の異動及び役員の異動（当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名（当社が別途指名する石井潔（代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者（CEO））、井元泉（社外取締役）及び寺島光彦（社外取締役）、対象者が指名する柴田耕志氏及び齋藤隆氏）及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名（当社が別途指名する石田俊明（社外監査役）、対象者が指名する岩瀬政博氏（常勤監査役）及び入澤武久氏（社外監査役））を平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会にて選任予定とする内容。）を内定し、対象者の代表取締役社長である上澤信彦氏は平成24年6月27日付で対象者の相談役に就任、対象者の常務取締役である小谷雅博氏、社外取締役である寺竹成史氏及び社外監査役である中村明弘氏は同日付で退任する予定とのことです。なお、本異動は、本定時株主総会及びその後の対象者の取締役会において正式決定される予定とのことで、本公開買付けの成立を停止条件としているとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。